

## ○屋外広告物条例ガイドライン

(昭和三十九年三月二十七日建設都総発第七号都市総務課長通達)

## 沿革

昭和四八年十一月一二日建設省都公緑発第八一号  
 昭和六〇年 八月一五日建設省都公緑発第六一号  
 平成 三年 八月 四日建設省都公緑発第六八号  
 平成 六年一二月一六日建設省都公緑発第九二号  
 平成一六年一二月一七日国都公緑発第一四九号  
 平成二三年 七月二七日国都景歴第四号  
 平成二八年 四月二八日国都景歴第三号  
 平成二八年十一月一八日国都景歴第五七号  
 平成二九年 三月二三日国都景歴第七〇号  
 平成二九年一二月一九日国都景歴第三七号  
 平成三〇年 三月三〇日国都景歴第五四号

## (目的)

第一条 この条例は、屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物（投影広告物（建築物等に光で投影する方法により表示される広告物をいう。）を除く。以下「広告物」という。）及び屋外広告業について必要な規制を行ない、もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

## (広告物のあり方)

第二条 広告物又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）は、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものでなければならない。

## (禁止地域等)

第三条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区、緑地保全地域、生産緑地地区又は伝統的建造物群保存地区（知事が指定する区域を除く。）

一ノ二 景観法（平成十六年法律第百十号）第七十四条第一項の規定により指定された準景観地区であって、同法第七十五条第一項に規定する条例により制限を受ける地域のうち、知事が指定する区域

一ノ三 景観法第七十六条第三項の地区計画等形態意匠条例（以下「地区計画等形態意匠条例」という。）により制限を受ける地域のうち、知事が指定する区域

二 市民農園整備促進法（平成二年法律第四十四号）第二条第二項に規定する市民農園の区域（知事が指定する区域を除く。）

三 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条又は第七十八条第一項の

規定により指定された建造物及びその周辺で知事が指定する範囲内にある地域並びに同法第百九条第一項若しくは第二項又は第百十条第一項の規定により指定され、又は仮指定された地域

四 ○○県文化財保護条例（昭和年県条例第号）第条の規定により指定された建造物及び同条例第条の規定により指定された○○○並びにこれらの周囲で知事が指定する範囲内にある地域

五 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項第十一号の規定により指定された保安林のある地域（知事が指定する区域を除く。）

五ノ二 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第三章及び第四章の規定により指定された原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域（知事が指定する区域を除く。）

六 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和三十七年法律第四百十二号）第二条第一項の規定により指定された保存樹林のある地域

七 高速自動車国道及び自動車専用道路（休憩所又は給油所の存する区域のうち知事が指定する区域を除く。）の全区間、道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）の知事が指定する区間並びに鉄道、軌道及び索道の知事が指定する区間

八 道路及び鉄道等（鉄道、軌道及び索道をいう。以下同じ。）に接続する地域で知事が指定する区域

九 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園及び社会資本整備重点計画法施行令（平成十五年政令第百六十二号）第二条各号に規定する公園又は緑地の区域

十 河川、湖沼、溪谷、海浜、高原、山、山岳及びこれらの附近の地域で、知事が指定する区域

十一 港湾、空港、駅前広場及びこれらの附近の地域で、知事が指定する区域

十二 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、体育館及び公衆便所の建物並びにその敷地

十二の二 博物館、美術館及び病院の建物並びにその敷地で、規則で定める基準に適合するもの

十三 古墳、墓地及びこれらの周囲の地域で、知事が指定する区域

十四 社寺、教会、火葬場の建造物及びその境域で、知事が指定する区域

十五 ○○○○○……………

第四条 知事が指定する場所から展望することができる広告物又は掲出物件で規則で定めるものについては、これを設置してはならない。

（禁止物件）

第五条 次に掲げる物件には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

一 橋りょう、トンネル、高架構造及び分離帯

二 石垣、よう壁の類

三 街路樹、路傍樹及び都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第二条第一項の規定により指定された保存樹

四 信号機、道路標識及び歩道柵、駒止めの類並びに里程標の類

五 電柱、街灯柱その他電柱の類で知事が指定するもの

六 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら

- 七 郵便ポスト、電話ボックス及び路上変電塔
- 八 送電塔、送受信塔及び照明塔
- 九 煙突及びガスタンク、水道タンクその他タンクの類
- 十 銅像、神仏像及び記念碑の類
- 十一 景観法第十九条第一項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第二十八条第一項の規定により指定された景観重要樹木

2 道路の路面には、広告物を表示してはならない。

(許可地域等)

第六条 次に掲げる地域又は場所（第三条各号に掲げる地域又は場所を除く。）において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

- 一 景観法第八条第二項第一号に規定する景観計画区域（知事が指定する区域を除く。）
  - 一ノ二 地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域
  - 一ノ三 第三条第一号かつこ書、第二号かつこ書、第五号かつこ書又は第五号の二かつこ書に規定する区域
- 二 第三条第七号の休憩所又は給油所の存する区域のうち知事が指定する区域並びに道路及び鉄道等の知事が指定する区間
- 三 道路及び鉄道等に接続する地域で知事が指定する区域
- 四 河川、湖沼、溪谷、海浜、高原、山、山岳及びこれらの附近の地域で知事が指定する区域
- 五 港湾、空港、駅前広場及びこれらの附近の地域で、知事が指定する区域
- 六 ○○○○○……………

2 前項各号に掲げる地域又は場所のほか、市及び次の各号に掲げる区域において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

- 郡○○町大字○○
- 郡○○村大字○○

第七条 知事が指定する場所から展望することができる広告物又は掲出物件で規則で定めるもの（第四条に該当するものを除く。）を表示し、又は設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

(広告物活用地区)

第八条 知事は、第三条に規定する地域又は場所以外の区域で、活力ある街並を維持する上で広告物が重要な役割を果たしている区域を、広告物活用地区として指定することができる。

2 広告物活用地区において表示され、又は設置される広告物又は掲出物件については、規則で定めるところにより、景観上、安全上支障を及ぼすおそれのないものとして知事の確認を受けたものに限り、第五条、第六条及び第十四条の規定は、適用しない。

(景観保全型広告整備地区)

第九条 知事は、第三条及び第六条に規定する地域又は場所で、良好な景観を保全するため良好な広告物又は掲出物件の新設・改修等を図ることが特に必要な区域を、景観保全型広告整備地区として指定することができる。

- 2 知事は、景観保全型広告整備地区を指定しようとするときは、当該景観保全型広告整備地区における広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。
- 3 前項の基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本構想
  - 二 広告物及び掲出物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項
- 4 知事は、基本方針を定め又はこれを変更したときは遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 景観保全型広告整備地区において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、当該景観保全型広告整備地区に係る基本方針に適合するように努めなければならない。
- 6 第三条に規定する地域又は場所で知事が景観保全型広告整備地区として指定した区域において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事にその旨を届け出なければならない。
- 7 知事は、前項の届出があつた場合において、当該景観保全型広告整備地区に係る基本方針の内容に照らして必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

（広告物協定地区）

第十条 相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地（これらの土地のうち、公共施設の用に供する土地その他規則で定める土地を除く。）の所有者及び地上権又は賃借権を有する者（以下「土地所有者等」と総称する。）は、一定の区域を定め、当該区域の景観を整備するため、当該区域における広告物及び掲出物件に関する協定（以下「広告物協定」という。）を締結し、当該広告物協定が適当である旨の知事の認定を受けることができる。

- 2 広告物協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 広告物協定の目的となる土地の区域（以下「広告物協定地区」という。）
  - 二 広告物又は掲出物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項
  - 三 広告物協定の有効期間
  - 四 広告物協定に違反した場合の措置
  - 五 その他広告物協定の実施に関する事項
- 3 広告物協定に係る土地所有者等は、第一項の認定を受けた広告物協定を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、知事の認定を受けなければならない。
- 4 知事は、第一項又は前項の認定をしたときは、当該認定を受けた広告物協定に係る土地所有者等に対して技術的支援等を行うよう努めなければならない。
- 5 広告物協定地区内の土地所有者等で当該広告物協定に係る土地所有者等以外の土地所有者等は、第一項又は第三項の認定後いつでも、知事に対して書面でその意思を表示することによつて、当該広告物協定に加わることができる。
- 6 知事は、第一項又は第三項の認定を受けた広告物協定に係る広告物協定地区内において広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者に対し、当該広告物協定地区内の景観を整備するために必要な指導又は助言をすることができる。

7 広告物協定に係る土地所有者等は、第一項又は第三項の認定を受けた広告物協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、知事の認定を受けなければならない。

(適用除外)

第十一条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第三条から前条までの規定は、適用しない。

一 法令の規定により表示する広告物又はこれの掲出物件

二 削除

三 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）による選挙運動のために使用するポスター、立札等又はこれらの掲出物件

2 次に掲げる広告物又はこれの掲出物件については、第三条及び第六条の規定は、適用しない。

一 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はこれの掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの

二 前号に掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又はこれの掲出物件で規則で定める基準に適合するもの

二ノ二 工事現場の板塀その他これに類する板囲いに表示される広告物で、規則で定める基準に適合するもの

三 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示する広告物又はこれの掲出物件

四 講演会、展覧会、音楽会等のためその会場の敷地内に表示する広告物又はこれの掲出物件

五 電車又は自動車に表示される広告物で、規則で定める基準に適合するもの

六 自動車で他の都道府県に存する運輸支局又は自動車検査登録事務所に係る自動車登録番号を有するものに当該都道府県の屋外広告物条例の規定に従って表示される広告物

七 人、動物又は車両（電車又は自動車を除く。）、船舶等に表示される広告物

八 地方公共団体が設置する公共掲示板に規則で定めるところにより表示する広告物

八ノ二 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物又はこれを掲出する物件で知事が指定するもの

3 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第五条第一項の規定は、適用しない。

一 同項第一号から第五号に掲げる物件（都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第二条第一項の規定により指定された保存樹を除く。）に国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物で知事が指定するもの

二 同項第二号、第八号、第九号又は第十一号に掲げる物件にその所有者又は管理者が自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため表示する広告物で規則で定める基準に適合するもの

三 前号に掲げるもののほか、同項各号に掲げる物件にその所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物

四 前二号に掲げるもののほか、第五条第一項第九号に掲げる物件に表示する広告物で規則で定める基準に適合するもの

五 第一号から第三号に掲げる広告物の掲出物件

- 4 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の届出を行った政治団体が政治活動のために表示又は設置するはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等で、規則で定める基準に適合するものについては、第六条の規定は、適用しない。
- 5 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業所に表示する広告物又はこの掲出物件で、第二項第一号に掲げるもの以外のものについては、規則で定めるところにより知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第三条の規定は、適用しない。
- 6 道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物若しくは公衆の利便に供することを目的とする広告物又はこれらの掲出物件については、規則で定めるところにより知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第三条の規定は適用しない。
- 7 公益上必要な施設又は物件で知事が指定するものに表示し、又は設置する広告物又は掲出物件であって、その広告料収入を当該公益上必要な施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるものについては、規則で定めるところにより知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第三条の規定は、適用しない。
- 8 法人その他の団体が表示し、又は設置する広告物又は掲出物件であって、その広告料収入を地域における公共的な取組であって知事が定めるものに要する費用の全部又は一部に充てるものについては、規則で定めるところにより知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第三条及び第五条（第一号、第三号、第四号、第六号及び第七号を除く。）の規定は、適用しない。
- 9 公益上必要な施設又は物件で知事が指定するものに、規則で定める基準に適合して寄贈者名等を表示する場合においては、第三条、第五条及び第六条の規定は、適用しない。

（経過措置）

第十二条 第三条から第七条まで、第九条及び第十条の規定による知事の指定又は認定があつた際、当該指定のあつた地域若しくは場所又は物件に現に適法に表示され、又は設置されていた広告物又は掲出物件については、当該指定の日から三年間（この条例の規定による許可を受けていたものにあつては、当該許可の期間）は、これらの規定は、適用しない。その期間内にこの条例の規定による許可の申請があつた場合においてその期間が経過したときは、その申請に対する処分がある日まで、また同様とする。

（禁止広告物）

第十三条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、これを表示し、又は設置してはならない。

- 一 著しく汚染し、たい色し、又は塗料等のはく離したもの
- 二 著しく破損し、又は老朽したもの
- 三 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- 四 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- 五 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

（規格の設定）

第十四条 次に掲げる広告物又は掲出物件を表示し、又は設置しようとするときは、規則で定める規格に適合しなければならない。

- 一 広告板

- 二 立看板
- 三 置看板
- 四 はり紙
- 五 はり札
- 六 広告幕
- 七 突出広告
- 八 野立広告
- 九 電柱又は街灯柱を利用する広告物
- 十 電車又は自動車の外面を利用する広告物
- 十一 広告塔
- 十二 その他規則で定める広告物又は掲出物件  
(許可等の期間及び条件)

第十五条 知事は、この条例の規定による許可又は確認（以下「許可等」という。）をする場合においては、許可等の期間を定めるほか、美観風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を附することができる。

- 2 前項の許可等の期間は、三年をこえることができない。
- 3 知事は、申請に基づき、許可等の期間を更新することができる。この場合においては、前二項の規定を準用する。

(変更等の許可等)

第十六条 この条例の規定による許可等を受けた者は、当該許可等に係る広告物又は掲出物件を変更し、又は改造しようとするとき（規則で定める軽微な変更又は改造しようとするときを除く。）は、規則で定めるところにより、知事の許可等を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による許可等をする場合においては、前条の規定を準用する。

(許可の基準)

第十七条 この条例の規定による広告物の表示又は掲出物件の設置の許可の基準は、規則で定める。

- 2 知事は、広告物の表示又は掲出物件の設置が前項の基準に適合しない場合においても、特にやむを得ないと認めるときは、第三十四条に規定する屋外広告物審議会の議を経て、これを許可することができる。

(許可等の表示)

第十八条 この条例の規定による許可等を受けた者は、当該許可等に係る広告物又は掲出物件に許可等の証票を貼付しておかななければならない。ただし、許可等の押印又は打刻印を受けたものについては、この限りでない。

- 2 前項の許可等の証票又は許可等の押印若しくは打刻印は、許可等の期限を明示したものでなければならない。

(管理義務)

第十九条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者（以下「広告物の所有者等」という。）は、これらに関し補修、除却その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

(点検)

第十九条の二 広告物の所有者等は、その所有し、又は占有する広告物又は掲出物件について、規則で定めるところにより、法第十条第二項第三号の規定による国土交通大臣の登録を受けた法人（以下「登録試験機関」という。）が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者（以下「屋外広告士」という。）その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者に、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をさせなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。

2 広告物の所有者等は、この条例の規定による許可又は許可の更新の申請を行う場合には、前項の点検の結果を知事に提出しなければならない。

（除却義務）

第二十条 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、許可等の期間が満了したとき、若しくは第二十二条の規定により許可等が取り消されたとき、又は広告物の表示若しくは掲出物件の設置が必要でなくなつたときは、遅滞なく、当該広告物又は掲出物件を除却しなければならない。第十二条に規定する広告物又は掲出物件について、同条の規定による期間が経過した場合においても、同様とする。

2 この条例の規定による許可等に係る広告物又は掲出物件を除却した者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

第二十一条 削除

（許可等の取消し）

第二十二条 知事は、この条例の規定による許可等を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可等を取り消すことができる。

一 第十五条第一項（同条第三項又は第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可等の条件に違反したとき

二 第十六条第一項の規定に違反したとき

三 次条第一項の規定による知事の命令に違反したとき

四 虚偽の申請その他不正の手段により許可等を受けたとき

（違反に対する措置）

第二十三条 知事は、この条例の規定又はこの条例の規定に基づく許可等に付した条件に違反した広告物又は掲出物件については、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は五日以上の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなくて確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行なわせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、五日以上の期限を定めて、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告するものとする。

（広告物又は掲出物件を保管した場合の公示事項）

第二十三条の二 法第八条第二項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量

二 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所及びその広告物又は掲出物件を除却した日時

三 その広告物又は掲出物件の保管を始めた日時及び保管の場所

四 前三号に掲げるもののほか、保管した広告物又は掲出物件を返還するため必要と認められる事項

(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の方法)

第二十三条の三 法第八条第二項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して十四日間（法第八条第三項第一号に規定する広告物については、〇日間）、規則で定める場所に掲示すること。

二 法第八条第三項第二号に規定する広告物又は掲出物件については、前号の公示の期間が満了しても、なおその広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者（第二十三条の七において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を公報又は新聞紙に掲載すること。

2 知事は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管物件一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(広告物又は掲出物件の価額の評価の方法)

第二十三条の四 法第八条第三項の規定による広告物又は掲出物件の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物又は掲出物件の使用期間、損耗の程度その他当該広告物又は掲出物件の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、広告物又は掲出物件の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した広告物又は掲出物件を売却する場合の手続)

第二十三条の五 知事は、法第八条第三項の規定による保管した広告物又は掲出物件について、規則で定める方法により売却するものとする。

(公示の日から売却可能となるまでの期間)

第二十三条の六 法第八条第三項各号で定める期間は、次のとおりとする。

一 法第七条第四項の規定により除却された広告物〇日

二 特に貴重な広告物又は掲出物件〇月

三 前二号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件〇週間

(広告物又は掲出物件を返還する場合の手続)

第二十三条の七 知事は、保管した広告物又は掲出物件（法第八条第三項の規定により売却した代金を含む。）を当該広告物又は掲出物件の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足る書類を提示させる等の方法によってその者がその広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

(立入検査)

第二十四条 知事は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者から報告若しくは資料の提出

を求め、又はその命じた者をして広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(処分、手続等の効力の承継)

第二十五条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者について変更があつた場合においては、この条例又はこの条例に基づく規則により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者に対してしたものとみなす。

(管理者の設置)

第二十六条 この条例の規定による許可等に係る広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する者は、これらを管理する者を置かなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。

- 2 規則で定める広告物又は掲出物件については、前項の管理する者は、法第十条第二項第三号の規定による国土交通大臣の登録を受けた法人（以下「登録試験機関」という。）が広告物の表示及び設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者その他の規則で定める資格を有する者でなければならない。

(管理者等の届出)

第二十七条 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、前条第一項の規定により管理する者を置いたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、当該管理する者の氏名又は名称及び住所その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

- 2 この条例の規定による許可等に係る広告物若しくは掲出物件を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者に変更があつたときは、新たにこれらの者となつた者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 この条例の規定による許可等に係る広告物若しくは掲出物件を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者は、これらが滅失したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 4 この条例の規定による許可等に係る広告物若しくは掲出物件を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者がその氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(公告)

第二十八条 知事は、第三条から第九条までの規定による指定をし、又はこれらを変更したとき並びに第十条の規定による認定をしたときは、その旨を公告するものとする。

第二十九条 削除

(屋外広告業の登録)

第三十条 屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録の有効期間は、五年とする。
- 3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。
- 4 前項の更新の登録の申請があつた場合において、第二項の有効期間の満了の日までにそ

の申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第三十条の二 前条第一項又は第三項の規定により登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、知事に次に掲げる事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名及び住所

二 ○○県の区域（○○市の区域を除く。以下同じ。）内において営業を行う営業所の名称及び所在地

三 法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名

四 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名）

五 第二号の営業所ごとに選任される業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称

2 前項の登録申請書には、登録申請者が第三十条の四第一項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第三十条の三 知事は、前条の規定による書類の提出があったときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、次に掲げる事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第三十条の四 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第三十条の二第一項の登録申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 第三十三条の二第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から二年を経過しない者

二 屋外広告業者（第三十条第一項又は第三項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。）で法人であるものが第三十三条の二第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前三十日以内にその屋外広告業者の役員であった者でその処分のあった日から二年を経過しないもの

三 第三十三条の二第一項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

四 屋外広告物法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

五 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号

又は次号のいずれかに該当するもの

六 法人でその役員のうち第一号から第四号までのいずれかに該当する者があるもの

七 第三十条の二第一項第二号の営業所ごとに業務主任者を選任していない者

- 2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第三十条の五 屋外広告業者は、第三十条の二第一項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第一項第五号から第七号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があった事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

- 3 第三十条の二第二項の規定は、第一項の規定による届出について準用する。

(屋外広告業者登録簿の閲覧)

第三十条の六 知事は、屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(廃業等の届出)

第三十条の七 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日（第一号の場合にあっては、その事実を知った日）から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

一 死亡した場合その相続人

二 法人が合併により消滅した場合その法人を代表する役員であった者

三 法人が破産により解散した場合その破産管財人

四 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合その清算人

五 ○○県の区域内において屋外広告業を廃止した場合屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であった法人を代表する役員

- 2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、屋外広告業者の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第三十条の八 知事は、屋外広告業者の登録がその効力を失ったとき又は第三十三条の二第一項の規定により屋外広告業者の登録を取り消したときは、屋外広告業者登録簿から当該屋外広告業者の登録を抹消しなければならない。

(講習会)

第三十一条 知事は規則で定めるところにより、広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会を開催しなければならない。

- 2 知事は、規則で定めるところにより、講習会の運営に関する事務を他の者に委託することができる。

- 3 第一項の講習会を受けようとする者は、別に条例で定めるところにより、講習手数料を納付しなければならない。

- 4 前三項に定めるほか、講習会に関し必要な事項は、規則で定める。

(業務主任者の設置)

第三十二条 屋外広告業者は、第三十条の二第二号の営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。

- 一 登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者
  - 二 前条第一項の講習会の課程を修了した者
  - 三 他の都道府県又は指定都市若しくは中核市の行う講習会の課程を修了した者
  - 四 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であって広告美術仕上げに係るもの
  - 五 知事が、規則で定めるところにより、前四号に掲げる者と同等以上の知識を有するものと認定した者
- 2 業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関するものとする。
- 一 この条例その他広告物の表示及び掲出物件の設置に関する法令の規定の遵守に関すること
  - 二 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示又は掲出物件の設置に係る安全の確保に関すること
  - 三 第三十二条の三に規定する帳簿のうち、規則で定める事項の記載に関すること
  - 四 前三号に掲げるものの他、業務の適正な実施の確保に関すること
- （標識の掲示）
- 第三十二条の二 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第三十条の二第一項第二号の営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、商号、名称又は氏名、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。
- （帳簿の備付け等）
- 第三十二条の三 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第三十条の二第一項第二号の営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項で規則で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。
- （屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告）
- 第三十三条 知事は、〇〇県の区域内で屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。
- （登録の取消し等）
- 第三十三条の二 知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 一 不正の手段により屋外広告業者の登録を受けたとき。
  - 二 第三十条の四第一項第二号又は第四号から第七号までのいずれかに該当することとなったとき。
  - 三 第三十条の五第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
  - 四 屋外広告物法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。
- 2 第三十条の四第二項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。
- （監督処分簿の備付け等）
- 第三十三条の三 知事は、屋外広告業者監督処分簿を備え、これを規則で定める閲覧所において公衆の閲覧に供しなければならない。
- 2 知事は、前条第一項の規定による処分をしたときは、前項の屋外広告業者監督処分簿に、

当該処分年月日及び内容その他規則で定める事項を記載しなければならない。

(報告及び検査)

第三十三条の四 知事は、〇〇県の区域内で屋外広告業を営む者に対して、特に必要があると認めるときは、その営業につき、必要な報告をさせ、又はその職員をして営業所その他営業に係るのある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)

第三十三条の五 この条例の規定による許可等又は登録（許可等又は登録の更新を含む。）を受けようとする者は、別に条例で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。ただし、政治資金規正法第六条の届出を行った政治団体がはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を表示するための許可（許可の更新を含む。）を受けようとするときは、この限りでない。

(審議会)

第三十四条 広告物に関する重要事項を調査審議するため、県に屋外広告物審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 知事は、次に掲げる場合においては、審議会の意見をきかなければならない。

一 第三条から第九条までの規定による指定をし、第十条の規定による認定をし、又はこれらを変更しようとするとき

二 第十一条第二項第一号、第二号、第二号の二若しくは第五号、同条第三項第一号、同条第六項若しくは第十七条第一項に規定する基準、第九条第二項に規定する基本方針若しくは第十四条に規定する規格を定め、又はこれらを変更しようとするとき

3 審議会は、広告物に関する事項について、知事に建議することができる。

4 審議会の組織、委員の任期、運営その他必要な事項は、規則で定める。

(景観行政団体である市町村が処理する事務の範囲等)

第三十四条の二 別表の上覧に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町村が処理することとする。

(規則への委任)

第三十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第三十五条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第三十条第一項又は第三項の規定に違反して登録を受けずに屋外広告業を営んだ者

二 不正の手段により第三十条第一項又は第三項の登録を受けた者

三 第三十三条の二第一項の規定による営業の停止の命令に違反した者

第三十六条 第二十三条第一項の規定による知事の命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条から第七条までの規定に違反して広告物又は掲出物件を表示し、又は設置した者
- 二 第十六条の規定に違反して広告物又は掲出物件を変更し、又は改造した者
- 三 第二十条第一項の規定に違反して広告物又は掲出物件を除却しなかつた者
- 四 第三十条の五第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 五 第三十二条第一項の規定に違反して業務主任者を選任しなかつた者

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 二 第三十三条の四第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第三十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第三十五条の二から前条までの違反行為をした場合において、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

- 一 第三十条の七第一項の規定による届出を怠つた者
- 二 第三十二条の二の規定による標識を掲げない者
- 三 第三十二条の三の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

(適用上の注意)

第四十条 この条例の適用にあつては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

別表

| 事務   | 市町村        |
|--|------------|
| 一 法第三十条から第三十五条まで、第七條及び第八條の規定に基づく条例の制定及び改廃（〇〇に該当するものを除く。） | 〇〇市、〇〇町、…… |
| ……   | ……         |

附則

この条例は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。

附則／(昭四八・一一)／(建設省都公緑発第八一号)

- 1 この条例は、〇〇〇の日から施行する。ただし、この条例による改正後の屋外広告物条例（以下「新条例」という。）第二十二條の二及び第二十二條の四の規定は、この条例の施行の日から起算して九十日を経過した日から施行する。
- 2 新条例第二十二條の二の規定の施行の際、現に屋外広告業を営んでいる者については、同條の施行の日から三十日間同條第一項の届出をしないで引き続き屋外広告業を営むことができる。

3 知事は、〇〇〇の日から起算して九十日以内に新条例第二十二條の三に規定する講習会を開催しなければならない。

附則／(昭六〇・八)／(建設省都公緑発第六一号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二十二條の四第一項第二号の改正規定は、昭和六十年十月一日から施行する。

附則／(平十六・一二)／(国土交通省都公緑発第一四九号)

1 この条例は、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十六年法律第百十一号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〇〇の規定平成〇年〇月〇日

二 . . . . .

2 この条例による改正後の屋外広告物条例（以下「新条例」という。）第三十條から第三十三條の四までの規定の施行の際現にこの条例による改正前の屋外広告物条例（以下「旧条例」という。）第三十條の規定に基づき届出をして屋外広告業を営んでいる者については、新条例の施行の日から六月（この期間内に新条例の規定に基づく登録の拒否の処分があったときは、その日までの間）は、新条例の規定にかかわらず、登録を受けなくても、引き続き屋外広告業を営むことができる。この場合において、その者がこの期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も同様とする。

3 新条例の施行の際現に旧条例第三十二條第一項に規定する講習会修了者等である者については、新条例第三十二條第一項に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなす。

附則／(平二三・七)／(国都景歴第四号)

この条例は、民法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十一号）の施行の日から施行する。

## ○屋外広告物条例ガイドライン運用上の参考事項

### 第一 条例ガイドライン案第三条関係

- 1 第一号又は第五号の風致地区又は保安林の地域は、その全域を禁止地域とすることが適当であると思われる。従つて、かつこ書きによる除外措置は、これらの地区、地域の状況に照らし、やむを得ない場合に限り、除外地域以外の区域の禁止の効果を損なわない範囲内において行うことが望ましい。第一号の景観地区についてもこの基本的な考え方は同様であるが、良好な景観の形成に資する屋外広告物の積極的な活用が想定される場合については、除外地域とすることも考えられる。なお、「美観地区」を「景観地区」とする改正規定は、景観法第三章の規定の施行の日に施行することが望ましい。また、景観法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成十六年法律第百十一号）第一条の規定による改正前の都市計画法第八条第一項第六号の規定により定められた美観地区であつて、景観法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律による改正前の建築基準法第六十八条の規定により地方公共団体の条例で建築物の形態又は色彩その他の意匠の制限が定められているもの以外のものについて引き続き禁止区域とする場合には、「景観法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成十六年法律第百十一号）第一条の規定による改正前の都市計画法の第八条第一項第六号の規定により定められた美観地区」を本条の禁止区域として別途規定する等の方法をとることが望ましい。
- 2 第一号の二又は第一号の三の地域は、これらの規定に掲げる条例による制限の内容が景観地区の規制と同等であると認められる場合においては、第一項の景観地区と同様の扱いとすることが望ましい。なお、第一号の二及び第一号の三を追加する改正規定は、景観法第三章の規定の施行の日に施行することが望ましい。
- 3 第三号の改正規定は、文化財保護法の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十一号）の施行の日（平成十七年四月一日）から施行することが望ましい。
- 4 第七号の規定においては、高速自動車国道及び自動車専用道路の具体名を明示することが望ましい。また、東海道新幹線鉄道、山陽新幹線鉄道、東北新幹線鉄道又は上越新幹線鉄道（以下「東海道新幹線鉄道等」という。）の沿線の都府県（指定都市を含む。）にあつては、同号の規定を次のようにすることが望ましい。

七 高速自動車国道、自動車専用道路（休憩所又は給油所の存する区域のうち知事が指定する区域を除く。）及び東海道新幹線鉄道等の全区間並びに道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）の知事が指定する区間並びに鉄道（東海道新幹線鉄道等を除く。）、軌道及び索道の知事が指定する区間
- 5 第七号及び第八号の指定は、例えば都市内の景観のすぐれた街路の区間、景観のすぐれた山岳、海浜、湖沼、河川、樹林等を通過し、又はこれらを展望できる道路及び鉄道等（高速自動車国道、自動車専用道路及び東海道新幹線鉄道等を除く。）の区間並びに当該道路及び鉄道等並びに高速自動車国道、自動車専用道路及び東海道新幹線鉄道等から展望できる区域等、特に良好な景観の形成又は風致の維持を必要とする区間、区域について行うことが適当である。

### 第二 条例ガイドライン案第四条関係

- 1 本条の規定の趣旨は、一定の眺望点から望む街並、自然、名所・旧跡等景勝地の景観を

維持・整備するため、当該眺望点から見える広告物等について規制を行おうとするものである。(条例ガイドライン案第七条において同じ。)

### 第三 条例ガイドライン案第六条関係

- 1 許可地域の指定に当たっては、土地利用の状況等必要に応じて細分化し、区分ごとに許可基準を変え、地域の特性に応じた段階的な規制を行うことが望ましい。特に、景観計画区域内における許可の基準については、景観法第八条第一項の景観計画に広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項が定められた場合においては、当該景観計画を策定した景観行政団体の屋外広告条例に基づく許可基準は、当該景観計画に則して定める必要がある。また、地域の景観と広告物との調和を図るため、必要に応じて、広告物の全体量を一定以下に抑制したり、広告物の表示方法、色彩、意匠等に関する規制の強化を図ることが望ましい。
- 2 第一項第二号前段の規定は、高速自動車国道又は自動車専用道路の休憩所及び給油所の存する区域のうち本線から展望できない場所において表示し、又は設置される広告物又は掲出物件であることが望ましい。
- 3 第一項第二号後段及び第三号の規定は、道路及び鉄道等の禁止区間以外の全区間並びに道路及び鉄道等から展望できる地域で禁止地域以外の区域（路端からおおむね五〇〇メートルないし一、〇〇〇メートルまで）について行うことが適当であると思われる。ただし、市街地内については、状況に応じ適宜措置することが必要である。
- 4 第一項第二号から第六号までにおいては、禁止地域の隣接地域は、原則として許可地域とし、禁止地域と無規制地域とが直接することはできる限りさけることが望ましい。

### 第四 条例ガイドライン案第九条関係

- 1 景観保全型広告整備地区の指定と併せ、広告物の意匠、色彩、形状等に関し専門的な知識を有する者のアドバイスを行える様な体制を整えることが望ましい。また、この際、当該専門的な知識を有する者としては、屋外広告士その他の屋外広告士と同等以上の資格を有する者とするのが望ましい。

### 第五 条例ガイドライン案第十一条関係

- 1 第二項第一号の自家広告の基準においては、一事業所当りの表示面積を、禁止地域内においてはおおむね五平方メートル以下、許可地域内においてはおおむね一〇平方メートル以下とし、かつ、周囲の景観と調和したものとすることが望ましい。なお、美観風致を害するおそれのある色彩、例えば蛍光塗料によるようなものは、なるべく制限することが望ましい。
- 2 第二項第二号の管理上の必要に基づく広告物の基準においては、表示面積を必要最小限度にとどめ、おおむね〇・三平方メートル以下とし、かつ、周囲の景観と調和したものとすることが望ましい。
- 3 第二項第二号の二の工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示される広告物は、当該工事期間中に限り表示されるもので、周囲の景観と調和したものであり、かつ、宣伝の用に供されていない広告物をいう。
- 4 第二項第五号の自動車、電車に表示する広告物の基準は、おおむね次の基準の範囲内とすることが望ましい。

(単位センチメートル)

|       |         | 側部                       | 前部                 | 後部                 |
|-------|---------|--------------------------|--------------------|--------------------|
| 電車    | 表示面積・箇所 | 45 × 60 以下<br>左右各 2 箇所まで | 41 × 25 以下<br>1 箇所 | 41 × 25 以下<br>1 箇所 |
| 乗合自動車 | 表示面積・箇所 | 45 × 90 以下<br>左右各 1 箇所   |                    | 50 × 90 以下<br>1 箇所 |

- 5 第二項第八号の二及び第三項第一号の国又は地方公共団体には、必要な場合には、国又は地方公共団体以外の公共的な団体を加えることとしてもさしつかえない。
- 6 第三項第二号の禁止物件に表示する自家広告の基準においては、広告物の表示面積をおおむね五平方メートル以下とし、かつ、周囲の景観と調和したものとすることが望ましい。
- 7 第四項の政治資金規正法第六条第一項の届出を行った政治団体が政治活動のために表示又は設置するはり紙等についての規則で定める基準は、例えば以下の例のような具体的かつ客観的なものであるべきである。
  - 一 表示面積が〇平方メートル以下であること。
  - 二 色彩の地色が〇色ではなく、かつ、蛍光塗料を用いていないこと。
  - 三 表示期間が〇日以内であること
  - 四 表示期間並びに表示者名又は管理者名及びその連絡先を明示していること。
  - 五 表示又は掲出する場所又は施設の管理者（管理者がない場合にはその所有者）の承諾を得ていること
- 8 第六項の公衆の利便に供することを目的とする広告物又はこれを掲出する物件については、近隣の施設や店舗等を案内する民間の案内誘導広告物についてもその基準を定め、当該案内誘導広告物の統一化を誘導することが望ましい。
- 9 第七項の公益上必要な施設又は物件とは、案内図板、公共掲示板等、地域の状況に照らし、知事が定めるものとし、デジタルサイネージも含まれる。また、同項に基づく規則においては、周囲の景観との調和等について、許可の要件を定めることが望ましい。
- 10 第八項の法人その他の団体については、特段の制約はなく、法人格についても、必ずしも必要ではない。具体的には、地方公共団体、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、株式会社、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第一項に規定する地縁による団体のほか、任意団体等が想定される。また、地域における公共的な取組とは、道路、公園その他の公共施設の整備又は維持管理、街灯、ベンチ、上屋等の整備又は維持管理、防犯又は防災活動、地域の活性化等に資するイベントの開催等、地域の状況に照らし、知事が定めるものとする。条例ガイドライン案第十一条第八項に基づく規則においては、周囲の景観との調和等について、許可の要件を定めることが望ましい。
- 11 第八項に規定する寄贈者名等の表示は、おおむね次に定めるところによることが望ましい。
  - 一 表示の大きさは、表示方向から見た場合における当該施設又は物件の外郭線内を一平面とみなしたものの大きさの二十分の一以下で、かつ、〇・五平方メートル以下であること。
  - 二 表示は、原則として一箇所限りとする。

三 蛍光塗料の使用はなるべく制限すること。

#### 第六 条例ガイドライン案第十四条関係

1 広告物の規格は、広告物の表示又は設置の位置、形状、面積、色彩、意匠等について定めることが望ましい。

#### 第七 条例ガイドライン案第十五条関係

1 第十九条の二第二項の規定によらない場合には、本条第一項の規定による許可等の条件として、この条例の規定による許可及び許可の更新の際、安全性の確保を図るため、広告物の取付部分の変形又は腐食、主要部材の変形又は腐食、ボルト、ビス等のゆるみ、表示面の破損等構造面に関する安全点検報告書の添付を義務づけることが望ましい。

2 許可等の期間については、公衆に対する危害の防止の観点から、中心市街地や観光地等、通行者が多い区域では、三年より短い期間を設定することが望ましい。

#### 第八 条例ガイドライン案第十七条関係

1 第一項の許可の基準は、自家広告以外の広告物については、おおむね次のように措置することが望ましい。

一 高速自動車国道、東海道新幹線等の高速交通施設から展望できる地域で知事が指定する区域内においては、野立広告物は、路端からの距離を五〇〇メートル以上、相互間の距離を三〇〇メートルから五〇〇メートル程度以上とし、表示面積を五〇平方メートル以下にとどめるものとする。

二 一般の道路及び鉄道等から展望できる地域で知事が指定する区域内においては、野立広告物は、路端からの距離及び相互間の距離を一〇〇メートル以上とし、表示面積を三〇平方メートル以下にとどめるものとする。

三 条例ガイドライン案第六条第一項に規定する区域のうち、前二号の区域以外の区域においては、広告物の乱立を防止するため、広告物相互間の距離を一〇〇メートル以上、表示面積を三〇平方メートル以下にとどめるものとする。同条第二項に規定する区域においても、同程度とするものとする。

四 屋上広告物の高さは、地上からこれを設置する箇所までの高さの三分の二の範囲内であつて、かつ、一五メートルないし、二〇メートル以下にとどめるものとする。なお、地上から広告物の頂点までの高さは、四八メートル以下にとどめるものとし、それによりがたい事由がある場合にも五一メートルをこえないものとする。

五 電柱の類に直接塗装するもの又は巻き付けにする広告物については、地上一・二メートル以上の箇所に表示するものとし、その長さは一・五メートル以下とするものとする。袖付けにするものについては、歩道上に突出す場合は地上二・五メートルないし三メートル以上、車道上に突出す場合は地上四・五メートル以上の箇所に表示するものとし、その長さは一・二メートル以下、出幅〇・二メートル以下とするものとする。なお、袖付けにするものは、原則として歩道又は民地側へ向けることが望ましい。広告物の箇数は、塗装又は巻き付けにするもの一卷きと袖付けにするもの一箇以内にとどめるものとする。

2 第一項の許可の基準は自家広告については、一事業所当りの表示面積を、禁止区域内においては十五平方メートル以下、許可地域内の野立広告については五〇平方メートル以下とし、かつ、周囲の景観と調和したものとすることが望ましい。なお、美観風致を害するおそれのある色彩、例えば蛍光塗料によるようなものは、なるべく制限することが望まし

い。

#### 第八の二 条例ガイドライン案第十九条関係

- 1 本条は、広告物の所有者等が、第十九条の二第一項の規定による点検を適切に行うとともに、当該点検により広告物等の損傷、腐食、劣化その他の異状を把握したときには、速やかに補修、除却その他必要な措置（以下「補修等」という。）を講じること等により、広告物等の良好な状態を保持しなければならないという趣旨である。

#### 第八の三 条例ガイドライン案第十九条の二関係

- 1 第一項の点検にあたっては、屋外広告業の事業者団体が作成している技術基準等を参考に、主に広告物の接合部、支持部分等の変形又は腐食、主要部材の変形又は腐食、ボルト、ビス等のゆるみ又は劣化、表示面の破損等を確認することが望ましい。
- 2 第一項の「これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者」としては、屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技能講習の修了者等が考えられる。
- 3 第二項の点検の結果の提出については、広告物の所有者等が、点検の結果又はそれに基づく補修等の措置に関する実施状況（従前の状況を含む。）について、写真等により作成し、保存した記録を提出させることが適当である。
- 4 本条の広告物の所有者等が、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に該当する場合には、第二十三条、第二十四条等の規定を適用することができる。

#### 第八の四 条例ガイドライン案第二十三条の二関係

- 1 公示は必ずしも除却した広告物等一件毎に必要なわけではなく、例えば広告物等の種別毎、除却場所毎などにある程度まとめて公示することは差し支えない。
- 2 第四号の事項としては、例えば返還場所の連絡先、写真等が考えられる。

#### 第八の五 条例ガイドライン案第二十三条の三関係

- 1 第一号の規則で定める場所としては、例えば県の事務所への掲示、現場での公示、公報への掲載が考えられる。

#### 第八の六 条例ガイドライン案第二十三条の七関係

- 1 規則で定める受領証の様式として別添様式一を作成したので、参考としていただきたい。

#### 第九 条例ガイドライン案第二十六条関係

- 1 第二項の資格は、登録試験機関が行う試験に合格した者その他のこれと同等以上の資格とすることが望ましい。

#### 第十 条例ガイドライン案第三十条から第三十三条の四関係

- 1 屋外広告業の登録制度については、都道府県、指定都市及び中核市の屋外広告業者の手続的・経済的な負担の軽減と登録事務の効率化のための措置を講ずることが望ましい。このためには、都道府県の登録を受けた業者については、指定都市又は中核市においては当該市の登録を受けた業者とみなして業務主任者の必置等必要な規定を適用するとともに、市長が当該業者に対し営業停止命令を行うことができるように当該市の条例において以下の規定を追加することが考えられる。なお、本規定を置くにあたり、都道府県、指定都市及び中核市の間で密接に連携を行い一体的な運用を図るべきである。

（〇〇県の登録を受けた者に関する特例）

第三十三条の二の二 第三十条から第三十条の六まで、第三十条の八及び第三十三条の

二条の規定は、〇〇県屋外広告物条例第〇条の登録を受けている者には、適用しない。

- 2 前項に規定する者であって〇〇市の区域内で屋外広告業を営むものについては、同項に掲げる規定を除き、第三十条第一項の登録を受けた屋外広告業者とみなしてこの条例の規定を適用する。
  - 3 第一項に規定する者は、〇〇市の区域内で屋外広告業を営もうとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。その届出に係る事項について変更があったとき又は〇〇市の区域内で屋外広告業を廃止したときも同様とする。
  - 4 屋外広告業者が〇〇県屋外広告物条例第〇条の登録を受けたときは、その者に係る第三十条第一項又は第三項の登録は、その効力を失う。
  - 5 市長は、第一項に規定する者であって〇〇市の区域内で屋外広告業を営むものが、第三十三条の二第一項第二号から第四号までのいずれかに該当するときは、その者に対し、六月以内の期限を定めて〇〇市の区域内における営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
  - 6 第三十条の四第二項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。
- 2 条例に前項の規定を置く場合においては、前項の規定の第五項の処分をしたときについても、条例ガイドライン案第三十三条の三の監督処分簿に登録することとすることが望ましい。また、前項の規定の第五項の営業の停止の命令に違反した者について、条例ガイドライン案第三十三条の二第一項の営業の停止の命令に違反した者と同様の罰則を規定することが望ましい。さらに、前項の規定の第三項の届出を怠った者について、第三十条の七第一項の届出を怠った者と同様の罰則を規定することが望ましい。
  - 3 登録の申請時の添付書面、申請書の様式等の全国的な統一を図るため、別添の屋外広告業登録規則参考資料（案）を作成したので、規則の策定の際にはこれによることが望ましい。なお、当該参考資料（案）は、登録制度に必要な規則のうち、全国的に統一を図ることが望ましい部分についてのみ記載していることから、当該参考資料（案）に規定する他、必要と認められる規定を適宜置くことが望ましい。

#### 第十一 条例ガイドライン案第三十四条の二関係

- 1 景観行政団体である指定都市・中核市以外の市町村が屋外広告物条例の制定・改廃に関する事務を処理することとした場合においては、その事務の内容に応じ、法第七条及び第八条に基づく除却、除却した広告物の保管、売却、廃棄等の事務についても、地方自治法第二百五十二条の十七の二に基づき、当該市町村が併せて処理することとすることが望ましい。